資料１－６

「手話言語」等に係る主な取組み状況など

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 考え方 | 手話を獲得する | 手話で学ぶ | 手話を学ぶ | 手話を使う・守る |
| ・手話を獲得・習得するための情報や環境づくり | ・手話で学ぶことのできる環境づくり | ・手話を学ぶことのできる環境づくり | ・手話・手話通訳者を介したコミュニケーションをすることのできる環境づくり  ・言語としての手話の普及・保存・研究・伝承や、誰もが容易に手話に接することができる環境づくり |
| 暮らす | 【府】聴覚障がい者日常生活支援事業  中途失聴の聴覚障がい者を対象とした手話講習会を開催。  ◎聴覚に障がい（疑い含む。）のある子どもの言語能力の発達を支援するため、とりわけ乳幼児期における子どもとその保護者の「手話の習得」を支援する環境づくり | 【府】聴覚障がい者社会参加活動振興事業  聴覚障がい者対象の国際手話教室や養成講座、文化芸術講座を開催。  【府】障がい者芸術・文化促進事業  障がい者の芸術・文化活動の促進。 | 【府】専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業  専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修（手話通訳者養成研修）を実施。  【府】聴覚障がい者日常生活支援事業（再掲）  【市】手話通訳奉仕員養成研修事業  【市】地域交流会（四條畷市）  ◎より多くの人が言語としての手話に関心を持ち、誰もが「手話を学ぶ」ことに簡単にアクセスできる環境づくり | 【府】専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（再掲）  【府】専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業  【府】意思疎通支援を行う者の派遣にかかる市町村相互間の連絡調整事業  手話通訳者等派遣に係る市町村間調整等を実施。  【府】聴覚障がい者社会参加活動振興事業（再掲）  【府】障がい者芸術・文化促進事業（再掲）  【府】聴覚障がい者情報提供施設運営事業  聴覚障がい者情報提供施設の運営事業への補助。  【府】聴覚障害者相談支援事業  　 聴覚障がい者のための相談支援事業に補助。  【市】手話通訳奉仕員養成研修事業（再掲）  手話通訳者・手話通訳奉仕員の派遣や手話通訳者の設置を実施。  【市】手話講習会（奉仕員養成講座・上級講座・ステップアップ研修）（四條畷市）  【市】地域交流会（再掲）（四條畷市）  【市】障がい者相談支援センターのサロン（四條畷市）  【市】緊急時手話通訳者派遣事業（四條畷市）  【市】Ｈ27手話奉仕員養成講座［入門編］（忠岡町）  【市】Ｈ28手話奉仕員養成講座［基礎編］（忠岡町） |
| 学ぶ |  | 【府】聴覚障がい者社会参加活動振興事業（再掲）  【府】障がい者芸術・文化促進事業（再掲）  ◎学校の手話に関する課外活動を活性化させる環境づくり  ◎学校に手話が広まっていく環境づくり | ◎学校に手話が広まっていく環境づくり（再掲） |  |
| 働く |  |  | 【府】職員研修  【市】職員研修（四條畷市） | 【府】職員研修  【市】職員研修（再掲）（四條畷市）  ◎ＣＳＲなどに取り組む企業等と連携して、言語としての手話が社会に広がっていく環境づくり  ◎企業等の積極的な言語としての手話の普及をＰＲしていく環境づくり |